

犬の飼い主の皆さん

毎年、狂犬病予防注射を打ちましょう!!

狂犬病は、動物から人に感染する動物由来感染症の一つで、発症すれば、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。犬の飼い主には、その犬の登録(生涯1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。

*これらに違反すると、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。



犬が病気や老衰で、狂犬病予防注射の接種がご心配な場合は、かかりつけの動物病院の獣医師にご相談ください。「狂犬病予防注射猶予証明書」が発行された場合は、(獣医師または飼い主が)市の環境課窓口へ提出をしてください。猶予期間は原則として1年です。長期にわたる病気の場合でも、毎年の提出が必要です。

各種手続きについて

生後91日以上未登録犬を取得した場合(登録:生涯1回)、下記の機関で登録申請をしてください。また、犬の所在地や所有者が変わった場合、登録内容に変更が生じた場合にも届け出が必要です。

届け出の内容	窓 口							手続きに必要な持ち物	
	広域組合	多治見市		瑞浪市		土岐市			
		環境課	地区事務所	環境課	コミュニティー	生活環境課	支所		
犬の登録	×	○	×	○	×	○	○	登録料 3,000円(1頭につき)	
注射済票交付	×	○	×	○	×	○	○	案内ハガキ、愛犬登録証 狂犬病予防注射済証 注射済票交付手数料550円(1頭につき)	
再交付手続き	×	○	×	○	×	○	○	鑑札の再交付:1,600円 注射済票の再交付:340円 愛犬登録証	
住所変更	圏域内 (多治見市・瑞浪市・土岐市)での住所変更	×	○	×	○	×	○	○	鑑札、または愛犬登録証・案内ハガキ等、登録番号が分かるもの
	圏域外からの転入	×	○	×	○	×	○	○	旧所在地で発行された鑑札
	圏域外への転出	転出先の市区町村役場等で手続きをする。						○	旧所在地で発行された鑑札
抹消(死亡)届	×	○	○	○	○	○	○	鑑札・注射済票	

○…手続き可能 ×…手続き不可能

狂犬病予防注射のお知らせ

	期 日	広報掲載
瑞浪市	4/14~4/17、5/20	3/15号
土岐市	4/20~4/24、5/21	4/1号
多治見市	5/11~5/19	4/1号

令和2年度の狂犬病予防注射の集合注射を左記の日程で実施します。開催場所及び時間は、案内ハガキ、各市広報紙または広域組合ホームページでお知らせします。なお、集合注射で接種できない方は、動物病院で予防注射を受けてください

お願い

狂犬病予防注射の案内ハガキを、3月下旬に郵送します。

集合注射会場や動物病院で予防注射をするときや、市役所で注射済票の交付申請をするときには、必ず「案内ハガキ」を持参ください。

問い合わせ先

東濃西部広域行政事務組合 ☎ 22-7150 (直通)
 多治見市役所 環境課 ☎ 22-1580 (直通)
 瑞浪市役所 環境課 ☎ 68-9806 (直通)
 土岐市役所 生活環境課 ☎ 54-1328 (直通)